

飛驒法人会だより

No.210
2017

平成29年8月20日 第210号 発行所 高山市花里町3 (公社)飛驒法人会 発行人 岡田賛三/編集人 住 宏夫

ウェブサイト <http://hida-hojinkai.com/>
メールアドレス hidahojn@siren.ocn.ne.jp

TEL 0577-34-2201
FAX 0577-33-1093

夏

目次



- 新署長さんのご紹介……高山税務署長 青木 愛……………2
- 高山税務署 定期人事異動……………3
- 税務署からのお知らせ……………4～9
 - 平成31年10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます
 - 軽減税率制度説明会 開催日程一覧(岐阜県内)
- (公社)飛驒法人会 第5回 定時総会開催……………10～11
- (一社)岐阜県法人会連合会 定時総会開催……………12
- 女性部定時総会開催・各支部青年部正副会長決まる……………13
- 休憩室……………萩原のはしご酒の文化『おし祭り』……………14～15
- 事業所訪問……………有限会社 清水自動車整備工場……………16～17
- とんなんしいぺい(支部短編ニュース)……………18～19
- 青年部会だより・女性部会だより……………20～21
- 読者の窓……………23
- 事務局だより・編集後記……………24



— 乗鞍岳山頂(剣ヶ峰)からの眺め — 高山市丹生川町岩井谷

高山税務署 新署長さんのご紹介



高山税務署長 あおき 青木 あい 愛

署長さんは、福島県伊達郡国見町のご出身で、昭和61年生まれの31歳です。

ご経歴は、平成21年に国税庁に入庁され、平成23年は、さいたま市の大宮税務署で法人税の調査や徴収事務を行いました。平成24年にはIMF(国際通貨基金)と世界銀行(発展途上国の開発を支援する国際金融機関)の活動に係る国際会議の開催業務に携わり、平成25年にはシアトルのワシントン大学に留学し、アメリカの租税法を学ばれました。

その後は、国税庁の人事課で、国家総合職(旧国家公務員I種)採用の仕事に従事されました。最近は、金融庁で大手企業から提出される有価証券報告書の虚偽記載や正しく企業の監査を行っていない公認会計士の処分を行う業務に携わり、アベノミクスの一環であるコーポレートガバナンス(企業統治)改革に関する政策の企画なども行っておられました。

直前まで東京都内でご主人と暮らしておられたそうですが、このたび単身赴任で、高山税務署長に着任されました。

着任に当たって、「飛驒法人会の役員様、会員様には日ごろから税務行政に厚くご協力をいただき、大変に感謝しており、引き続きよろしくお願ひいたします。納税者の皆様の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するという国税庁の使命を踏まえ、適正・公平な税務行政を推進してまいります。」と語っており、飛驒地方の印象として、「高山市、飛驒市、下呂市、大野郡それぞれの町並みや自然が美しく、食べ物も美味しいので、これからの仕事や生活が楽しみです。」とおっしゃっていました。

高山税務署 定期人事異動

転 出 等			転 入		
部門・役職	氏 名	新任地及び役職	部門・役職	氏 名	前任地及び役職
署 長	土屋 雅則	局・課税第一部 資料調査第二課長	署 長	青木 愛	金融庁 企業開示課 総務企画局 内閣府事務官
法人課税 部門職員					
部門・役職	氏 名	新任地及び役職	部門・役職	氏 名	前任地及び役職
法人課税第一部門 統括国税調査官	松浦 光恭	中 川 法人課税第一部門 統括国税調査官	法人課税第一部門 統括国税調査官	河邊 芳明	局・課税 第二部 資料調査第二課主査
法人課税第一部門 上席国税調査官	利部 建太	三 島 法人課税第一部門 上席国税調査官	法人課税第一部門 上席国税調査官	加藤 宏昌	名古屋中 法人課税第六部門 上席国税調査官
法人課税第一部門 国税調査官	坂田 将来	名古屋東 法人課税第二部門 国税調査官	法人課税第一部門 国税調査官	前田 誠司	津 島 法人課税第三部門 国税調査官
法人課税第二部門 上席国税調査官	大石 朋久	名古屋中 法人課税第一部門 上席国税調査官	法人課税第一部門 事務官	村上 慎	沼 津 法人課税第一部門 事務官
法人課税第二部門 国税調査官	伊藤 浩也	名古屋中 国際税務専門官(法)付 国税調査官	法人課税第二部門 国税調査官	横井 俊介	名古屋 中 村 法人課税第四部門 国税調査官
法人課税第二部門 事務官	伊東 恭兵	名古屋西 法人課税第二部門 事務官	法人課税第二部門 国税調査官	大西 麗香	名古屋西 法人課税第五部門 国税調査官
その他の部門の職員					
部門・役職	氏 名	新任地及び役職	部門・役職	氏 名	前任地及び役職
総務課総務係長	水野 文仁	名古屋中 法人課税第五部門 上席国税調査官	総務課会計係長	矢島 元	局・調査部 調査管理課管理企画係 国税調査官
管理運営・徴収部門 統括国税徴収官	水野 史規	千 種 管理運営第二部門 統括国税徴収官	管理運営・徴収部門 統括国税徴収官	粟生 伸宏	局・徴収部 管理運営課 監理第四係長
管理運営・徴収部門 国税徴収官	江口 喬哉	局・徴収部 管理運営課名古屋資料センター 国税実査官	管理運営・徴収部門 上席国税徴収官	倉家 一則	局・総務部 税務相談室 税務相談官
管理運営・徴収部門 事務官	宮田 祐樹	名古屋中 徴収部門事務官	管理運営・徴収部門 事務官	小畑 学	豊 橋 個人課税第五部門 事務官
個人課税第一部門 統括国税調査官	池野 朋宏	局・課税 第一部 統括国税実査官付 総括主査	個人課税第一部門 統括国税調査官	松本 英明	局・総務部 納税者支援調整官
個人課税第一部門 上席国税調査官	都竹 義司	熱 田 個人課税第一部門 上席国税調査官	個人課税第一部門 上席国税調査官	松下 秀明	大 垣 個人課税第二部門 上席国税調査官
個人課税第一部門 上席国税調査官	佐々木 保	多治見 個人課税第一部門 総括上席国税調査官	個人課税第二部門 国税調査官	柄本 一成	浜松西 個人課税第四部門 国税調査官
個人課税第二部門 国税調査官	渡邊 慎太郎	沼 津 個人課税第二部門 国税調査官	個人課税第二部門 事務官	宮下 莉佳	名古屋 中 村 個人課税第二部門 事務官
資産課税部門 統括国税調査官	山口 清明	局・課税 第一部 国税訟務官室 訟務専門官	資産課税部門 統括国税調査官	石水 俊之	沼 津 資産課税第二部門 統括国税調査官
資産課税部門 上席国税調査官	鈴木 隆志	静 岡 資産課税第二部門 上席国税調査官	資産課税部門 上席国税調査官	高坂 博昭	一 宮 資産課税第二部門 上席国税調査官
資産課税部門 国税調査官	山本 若菜	局・課税 第一部 資料調査第二課 国税実査官	資産課税部門 国税調査官	水本 博喜	関 総務課総務係

平成 31 年 10 月 1 日～ **消費税の軽減税率制度が実施されます** 平成 28 年 4 月 国 税 庁 (平成 28 年 11 月改訂)

軽減税率制度の実施時期	平成 31 年 10 月 1 日（消費税率の引上げと同時）
消費税率等	標準税率は 10%（消費税率 7.8%、地方消費税率 ^(注) 2.2%） 軽減税率は 8%（消費税率 6.24%、地方消費税率 ^(注) 1.76%） (注) 地方消費税の税率は、消費税額の 78 分の 22
軽減税率の対象品目	① 酒類・外食を除く飲食品 ② 週 2 回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）
帳簿及び請求書等の記載と保存	<ul style="list-style-type: none"> 対象品目の売上げ・仕入れがある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等の発行や記帳などの経理（区分経理）を行っていただくこととなります。 仕入税額控除の要件は、現行、「帳簿及び請求書等^(注1)」の保存^(注2)ですが、軽減税率制度実施後は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等^(注2)の保存が要件となります（区分記載請求書等保存方式）。 <p>(注) 1 「請求書等」には一定の領収書や納品書、レシート等も含まれます。 2 「区分記載請求書等」といいます。なお、平成 35 年 10 月からは「区分記載請求書等」に代わり、「適格請求書等」の保存が要件となります（適格請求書等保存方式）。</p>
税額の計算	<ul style="list-style-type: none"> 売上げ及び仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。 区分経理が困難な中小事業者の方には、経過措置として売上げに係る税額（売上税額）又は仕入れに係る税額（仕入税額）の計算の特例があります。

＜消費税率の引上げ時期が平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 10 月 1 日に変更されたことに伴う改正点＞

内容	改正前	改正後（平成 28 年 11 月改正）
軽減税率制度の実施時期	平成 29 年 4 月 1 日	平成 31 年 10 月 1 日
区分記載請求書等保存方式の適用期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日	平成 31 年 10 月 1 日～平成 35 年 9 月 30 日
適格請求書等保存方式の導入時期	平成 33 年 4 月 1 日	平成 35 年 10 月 1 日
税額計算の特例の対象者	中小事業者以外の事業者も対象	中小事業者のみが対象 ※ 適用対象となる期間が変更

～飲食料品の取扱い（売上げ）がない場合や免税事業者の場合も軽減税率制度への対応が必要です～

課税事業者の方 ・軽減税率対象品目の売上げ・仕入れの両方あり 例) 飲食料品を取り扱う小売・卸売業（スーパーマーケット、青果店等）、飲食業（レストラン等） ・軽減税率対象品目の仕入れのみあり 例) 会議費や交際費として飲食料品を購入する場合等	①発行する請求書等は区分記載請求書等へ ②取引先から、区分記載請求書等を受領し、日々の取引を税率ごとに記帳（区分経理） ③申告時の税額計算 ※仕入れのみの場合は②と③	1 軽減税率の対象となる品目 2 帳簿及び請求書等の記載と保存 3 税額計算の特例 をご覧ください。
免税事業者の方 軽減税率対象品目の売上げあり	課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。	1 軽減税率の対象となる品目 2 帳簿及び請求書等の記載と保存 をご覧ください。

1 軽減税率の対象となる品目

課税事業者・免税事業者の方

飲 食 料 品

飲食品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除く。）をいい、一定の一体資産を含みます。なお、外食やケータリング等は軽減税率の対象には含まれません。

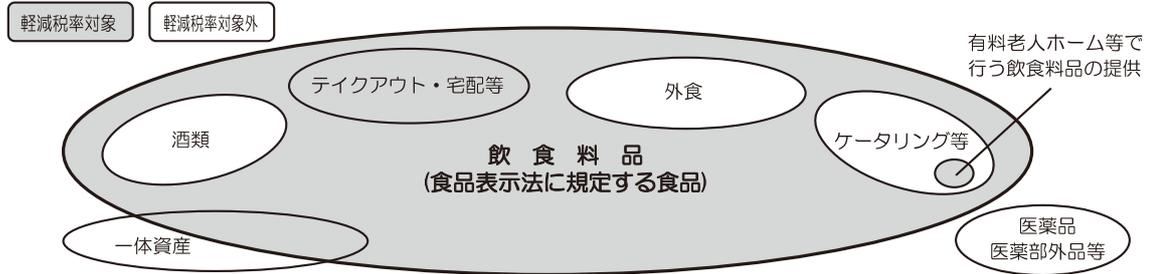
詳細は次ページ

新 聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週 2 回以上発行されるもの（定期購読契約に基づくもの）。

1 軽減税率の対象となる品目（つづき）

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲（イメージ）》



主な用語の意義・留意点

飲食料品	飲食料品とは、「一般に人の飲用又は食用に供するもの」をいいます。 例えば、工業用の塩は、軽減税率の対象となる飲食料品に含まれません。
外食	飲食店営業等の事業を営む者が飲食に用いられる設備がある場所において行う食事の提供
ケータリング等	相手方の注文に応じて指定された場所で調理・給仕等を行うもの
テイクアウト・宅配等	飲食店営業等の事業を営む者が行うものであっても、いわゆるテイクアウト・宅配等は軽減税率の対象
一体資産	おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているもの 税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合に限り、全体が軽減税率の対象（それ以外の場合は、標準税率の対象）

2 帳簿及び請求書等の記載と保存（区分記載請求書等保存方式）（平成31年10月～平成35年9月）

課税事業者の方は、仕入税額控除のため、帳簿と区分記載請求書等の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。

免税事業者の方も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書等の発行を求められる場合があります。

課税事業者・免税事業者の方

レジの導入・改修などのための中小事業者の方への支援措置（補助金）については、最終ページを参照

期間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
平成31年9月30日まで 【現行制度】	課税仕入れの相手方の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額	請求書発行者の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額・請求書受領者の氏名又は名称
平成31年10月1日から 平成35年9月30日まで 【区分記載請求書等保存方式】	（上記に加え） 軽減税率の対象品目である旨	（上記に加え） ① 軽減税率の対象品目である旨 ② 税率ごとに合計した対価の額（税込み） ※ ①及び②については、請求書等の交付を受けた事業者による追記も可能

(注) 1 請求書等には、記載事項を満たす領収書や納品書、小売業者が交付するレシートなど取引の実実を証する書類も含まれます。
2 取引額が3万円未満の場合や、自動販売機から購入するなど請求書等の交付を受けることが困難な場合は、現行どおり、帳簿への記載により仕入税額控除が認められます。

《区分記載請求書等の記載例》

〇〇御中

請求書

平成31年11月分 87,200円（税込）

11/1	牛肉	※	5,400円
11/3	小麦粉	※	2,160円
...	...		
11/27	しょうゆ	※	3,240円
11/30	ビール		6,600円
	合計		87,200円

△△(株)

「※」は軽減税率対象品目であることを示します。

現行の請求書等の記載事項に加え、次の①及び②を記載することとされました。

① 軽減税率の対象品目である旨の記載（例えば、税率（8%）の記載や、「※」「★」等の記号と凡例の記載）

② 税率ごとに合計した対価の額（税込み）の記載

（参考）

取引先から上記①及び②の記載がない請求書等を受け取った場合、受け取った事業者は、事実に基づいて①及び②の記載事項を自ら追記することができます。

3 税額計算の特例

課税事業者の方

税額計算は、原則として、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分して行うこととなりますが、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者（基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が5,000万円以下の事業者）に対し、売上税額又は仕入税額の計算の特例があります。

※ 平成28年11月の税制改正により、

- ① 適用対象となる期間が変更されました。
- ② 中小事業者以外の事業者に対する税額計算の特例は措置されないこととされました。

売上税額の計算特例

売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、次の方法により軽減税率の対象売上及び売上税額を計算することができます。

区分	① 仕入れを税率ごとに管理できる 卸売業・小売業を営む中小事業者	② ①以外の中小事業者	③ ①・②の計算が困難な 中小事業者（注）
内容	卸売業・小売業に係る売上げに <u>小売等軽減仕入割合</u> を乗じた金額を軽減税率対象品目の売上げとし、売上税額を計算 $\frac{\text{卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の仕入額（税込み）}}{\text{卸売業・小売業に係る仕入総額（税込み）}}$	売上げに <u>軽減売上割合</u> を乗じた金額を軽減税率対象品目の売上げとし、売上税額を計算 $\frac{\text{通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の売上額（税込み）}}{\text{通常の連続する10営業日の売上総額（税込み）}}$	①・②の計算において使用する割合に代えて50%を使用して、売上税額を計算 （注）主に軽減税率対象品目を販売する中小事業者が対象
適用対象	以下の期間において行った課税資産の譲渡等 <u>平成31年10月1日から平成35年9月30日までの期間</u> ※ ①については、簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。		

仕入税額の計算特例

仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、次の方法により軽減税率の対象仕入れ及び仕入税額を計算することができます。

区分	① 売上げを税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む中小事業者	② ①以外の中小事業者
内容	卸売業・小売業に係る仕入れに <u>小売等軽減売上割合</u> を乗じた金額を軽減税率対象品目の仕入れとし、仕入税額を計算 $\frac{\text{卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の売上額（税込み）}}{\text{卸売業・小売業に係る売上総額（税込み）}}$	簡易課税制度を適用しようとする課税期間中に消費税簡易課税制度選択届出書を提出し、同制度を適用し、仕入税額の計算が可能 （参考）原則は、簡易課税制度を適用しようとする課税期間の開始前に消費税簡易課税制度選択届出書の提出が必要
適用対象	以下の期間において行った課税仕入れ <u>平成31年10月1日から平成32年9月30日の属する課税期間の末日までの期間</u> ※ 簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。	以下の課税期間に適用可能 <u>平成31年10月1日から、平成32年9月30日までの日の属する課税期間</u> ※ 消費税簡易課税制度選択届出書は平成31年7月1日から提出可能

4 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）（平成35年10月1日～）

- 平成35年10月1日以降は、区分記載請求書等の保存に代えて、課税事業者・免税事業者の方
 「適格請求書等」の保存が仕入税額控除の要件となります（適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度））。
- 適格請求書等を発行できる事業者は、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者（適格請求書発行事業者）
 （注）申請受付は、平成33年10月1日からとなります。
 - 適格請求書等には、区分記載請求書等の記載事項に加え、「登録番号」、「税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分した合計額及び適用税率」、「消費税額等」の記載が必要
 - 適格請求書発行事業者には、取引の相手方である課税事業者から求められた場合、適格請求書等の交付及び写しの保存を義務付け

※ 平成28年11月の税制改正により、適格請求書等保存方式の導入時期は、「平成33年4月1日」から「平成35年10月1日」に変更されました。

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

事業者が国内において適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れについては、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等及び帳簿を保存している場合に、以下のとおり仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できます。

期 間	割 合
平成35年10月1日から平成38年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
平成38年10月1日から平成41年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

《軽減税率制度に関するお問い合わせ先》

- お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

《軽減税率制度へ対応するための中小事業者への支援措置について》

軽減税率制度への対応が必要な事業者の準備が円滑に進むよう次の支援が行われます。

1. 中小の小売事業者等に対するレジの導入・電子的な受発注システムの改修等の支援^{（注）}
 ※ 詳細は以下の、「軽減税率対策補助金事務局」にお問い合わせください。 URL <http://kzt-hojo.jp>
専用ダイヤル 0570-081-222 【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）
2. 中小企業団体等の小売事業者への周知や対応サポート体制の整備
 ※ 最寄りの商工会議所・商工会・中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会にお問い合わせください。

（注）軽減税率制度に対応するために行うPOSレジや受発注システム等の改修に要する費用は、一般的にソフトウェアの効用を維持するために行われる支出に該当すると考えられ、修繕費として処理できます。

《消費税価格転嫁等総合相談センターにおける相談対応》

転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されています。

センターでは、①転嫁に関する問い合わせ、②広告・宣伝に関する問い合わせ、③消費税総額表示に関する問い合わせ、④便乗値上げに関する問い合わせのほか、軽減税率制度の概要に関する問い合わせを受け付けています。

ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

専用ダイヤル 0570-200-123 【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）

メール ホームページ上の専用フォームをご利用ください。

URL <http://www.tenkasoudan.go.jp>（24時間受付）

軽減税率制度説明会 開催日程一覧表(岐阜県内)

- 現在、開催が予定されている説明会は以下のとおりです。(今後、随時更新することを予定していますので、適宜「国税庁ホームページ」をご確認ください。)
- 各会場の混雑の状況等により、受講いただけない場合がありますので予めご了承ください。
- 説明会終了後、簡単なアンケートを実施しますので、筆記用具をご持参下さい。
- 連絡先記載の代表電話にお問合せの際は、音声ガイダンスに沿って『2』を選択してください。

高山税務署管内の開催場所

開催日	時間	市区町村	開催場所	主催者	連絡先
H29.11.10	10:30~12:00	下呂市	萩原町羽根2605-1 岐阜県下呂総合庁舎 (5階会議室)	高山税務署 下呂市役所	高山税務署 法人課税第一部門 (0577-32-1020(代表)) 内線51
H29.11.14	10:30~12:00	飛驒市	古川町若宮2-1-66 古川町公民館(総合会館) (2階大会議室)	高山税務署 飛驒市役所	高山税務署 法人課税第一部門 (0577-32-1020(代表)) 内線51
H29.11.20	13:30~15:00	大野郡 白川村	飯島873 白川村総合文化交流施設	高山税務署 白川村役場	高山税務署 法人課税第一部門 (0577-32-1020(代表)) 内線51
H29.11.22	14:00~15:30	高山市	花岡町2-18 高山市役所 (地下1階大会議室)	高山税務署 高山市役所	高山税務署 法人課税第一部門 (0577-32-1020(代表))内線51

その他岐阜県下の開催場所

開催日	時間	市区町村	開催場所	主催者	連絡先
H29.11.13	15:15~16:45	岐阜市	美江寺町2-6 岐阜市民会館 (大ホール)	岐阜北税務署 岐阜南税務署 岐阜市役所	岐阜北税務署 法人課税第一部門 (058-262-6131(代表)) 内線312・313
H29.11.13	10:00~11:30	各務原市	那加桜町2丁目186 各務原産業文化センター (2階第3会議室)	岐阜南税務署 各務原市役所	岐阜南税務署 法人課税第一部門 (058-271-7111(代表)) 内線311
H29.11.15	15:15~16:45	本巣市	文殊324 本巣市役所 本巣すこやかセンター	岐阜北税務署 本巣市役所	岐阜北税務署 法人課税第一部門 (058-262-6131(代表)) 内線312・313
H29.11.16	15:15~16:45	山県市	高木1000-1 山県市役所 (三階大会議室)	岐阜北税務署 山県市役所	岐阜北税務署 法人課税第一部門 (058-262-6131(代表)) 内線312・313
H29.11.16	15:20~16:50	可児市	今渡682-1 可児市福祉センター (大ホール)	多治見税務署 可児市役所 御嵩町役場	多治見税務署 法人課税第一部門 (0572-22-0101(代表)) 内線713
H29.11.16	10:00~11:30	関市	若草通2-1 わかさ・プラザ 学習情報館 (多目的ホール)	関税務署	関税務署 法人課税第一部門 (0575-22-2271(ダイヤルイン))

公益社団法人 飛驒法人会だより

H29.11.16	10:30~12:00	恵那市	長島町中野414-1 恵那文化センター (公民館集会室)	中津川税務署 恵那市役所	中津川税務署 (0573-66-1202(代表)) 法人課税第一部門 内線1273 個人課税第一部門 内線1263
H29.11.17	15:15~16:45	瑞穂市	別府1300-3 瑞穂市役所 市民センター (大ホール)	岐阜北税務署 瑞穂市役所 北方町役場	岐阜北税務署 法人課税第一部門 (058-262-6131(代表)) 内線312・313
H29.11.17	13:00~14:30	多治見市	十九田町2-8 パロー文化ホール (小ホール)	多治見税務署 多治見市役所	多治見税務署 法人課税第一部門 (0572-22-0101(代表)) 内線713
H29.11.17	10:30~12:00	恵那市	岩村町1657-1 岩村コミュニティセンター (大ホール)	中津川税務署 恵那市役所	中津川税務署 (0573-66-1202(代表)) 法人課税第一部門 内線1273 個人課税第一部門 内線1263
H29.11.20	10:00~11:30	羽島郡 笠松町	常盤町6 笠松中央公民館	岐阜南税務署 笠松町役場	岐阜南税務署 法人課税第一部門 (058-271-7111(代表)) 内線311
H29.11.20	15:15~16:45	大垣市	新田町1丁目2 大垣市民会館 (ホール)	大垣税務署 大垣市役所 神戸町役場 輪之内町役場 安八町役場 垂井町役場 関ヶ原町役場 養老町役場	大垣税務署 法人課税第一部門 (0584-78-4101(代表)) 内線312
H29.11.20	10:00~11:30	中津川市	かやの木町2-5 中津川市健康福祉会館 (4階多目的ホール)	中津川税務署 中津川市役所	中津川税務署 (0573-66-1202(代表)) 法人課税第一部門 内線1273 個人課税第一部門 内線1263
H29.11.21	10:30~12:00	海津市	海津町高須517-1 海津総合福祉会館	大垣税務署 海津市役所	大垣税務署 法人課税第一部門 (0584-78-4101(代表)) 内線312
H29.11.21	15:20~16:50	瑞浪市	土岐町7267-4 瑞浪市総合文化センター (講堂)	多治見税務署 瑞浪市役所 土岐市役所	多治見税務署 法人課税第一部門 (0572-22-0101(代表)) 内線713
H29.11.21	10:00~11:30	美濃加茂市	太田町3425-1 美濃加茂市生涯学習センター (201号室)	関税務署	関税務署 法人課税第一部門 (0575-22-2271(ダイヤルイン))
H29.11.21	10:30~12:00	中津川市	付知町4956-52 アートピア付知文芸プラザ (ホール)	中津川税務署 中津川市役所	中津川税務署 (0573-66-1202(代表)) 法人課税第一部門 内線1273 個人課税第一部門 内線1263
H29.11.22	10:30~12:00	揖斐郡 池田町	六之井1455-1 池田町中央公民館	大垣税務署 揖斐川町役場 大野町役場 池田町役場	大垣税務署 法人課税第一部門 (0584-78-4101(代表)) 内線312
H29.11.28	10:00~11:30	郡上市	八幡町島谷207-1 郡上市総合文化センター (多目的ホール)	関税務署	関税務署 法人課税第一部門 (0575-22-2271(ダイヤルイン))
H29.11.29	10:00~11:30	加茂郡 川辺町	中川辺1518-4 川辺町中央公民館 (大ホール)	関税務署	関税務署 法人課税第一部門 (0575-22-2271(ダイヤルイン))

公益社団法人 飛驒法人会 第5回 定時総会開催

●と き 平成29年6月13日 ●ところ 高山グリーンホテル

○平成29年度の定時総会は、出席会員数76社(委任状提出1,007社)が参加し盛大に開催されました。

○平成28年度事業報告、平成29年度事業計画、役員改選などの議案が満場一致で承認可決されました。

また、今回の定時総会を最後に定年で退任された下記の方に、土屋高山税務署長及び岡田飛驒法人会長から感謝状が贈呈されました。(敬称略)

【高山税務署長表彰】

伊東 祐 (益田信用組合)
鍋島 道雄 (株鍋島商店)
挾土 貞吉 (株挾土組)

【飛驒法人会長表彰】

松岡 守 (株マツオカ)
向井 鉄也 (株紀文)

議事終了後、来賓高山税務署長土屋雅則氏、名古屋税理士会高山支部長田中勝彦氏から祝辞を賜り、大同生命保険(株)・AIU損害保険会社・アフラック各社の祝電を披露して終了しました。

○総会終了後、懇親会に移り来賓の皆様ほか会員同士、意見交換をして盛会裏に終了しました。



岡田会長



土屋高山税務署長

平成29年度 事業計画 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

本年度推進する主要事業は次の通りです。

1. 公益目的事業

- ①租税教室 …………… 青年部会及び女性部会による小・中学校での租税教室開催
- ②税の絵はがきコンクール …………… 租税教室開催時に作品募集
- ③税金クイズ(税を考える週間行事) …………… 税金展示場において実施

- ④税務研修会 …………… 各支部ごとに開催
 ⑤広報誌・ホームページによる税情報の提供 … 法人会だよりの一般配布

2. 社会貢献事業

- ①講演会の開催 …………… 一般市民にも参加案内
 ②地域イベント協賛 …………… 地域団体等と共同開催
 ③社会福祉団体等への寄付等 …………… 寄付金、ボランティア活動

3. 会員支援事業

健康診断の実施、全法連が提供(保険会社3社へ委託)する福利厚生制度の推進

公益社団法人 飛驒法人会 新役員名簿

(任期：平成29年度・平成30年度)

役職	氏名	法人名
会長	岡田 賛三	飛驒産業(株)
副会長	洲岬 孝雄	(株)洲さき
〃	牛丸 理	アルプス薬品工業(株)
〃	山本 善隆	(株)山善商店
〃	滝 康洋	(株)水明館
常任理事	星屋 俊人	(株)讃建
〃	上野田 隆平	天領酒造(株)
〃	二村 治秀	(有)小坂タイヤ商会
〃	長瀬 雅彦	(株)長瀬土建
〃	老田 哲康	(有)老田屋
〃	亀谷 豊	(株)アルプスサイン
〃	北村 斉	日進木工(株)
〃	住 宏夫	高山印刷(株)
〃	林 誠	飛驒建設(株)
〃	和仁 裕一	和仁産業(株)
理事	新谷 政晴	(株)高山グリーンホテル
〃	川崎 誠	川崎電気工事(株)
〃	杉山 和宏	高山電材(株)
〃	中田 学	(株)中田電気工事
〃	高桑 光範	(株)大垣共立銀行高山支店
〃	二木 長右衛門	二木酒造(株)
〃	向井 田代子	(株)紀文
〃	林 謙三	飛驒信用組合
〃	原田 勝由樹	(有)原田酒造場
〃	細尾 晃	高山信用金庫

役職	氏名	法人名
理事	高木 淳	(株)十六銀行高山支店
〃	桑谷 康弘	高山米穀協業組合
〃	蓑谷 雅彦	(株)みの谷
〃	平瀬 市兵衛	(有)平瀬酒造店
〃	向井 公規	(株)紀文
〃	山腰 哲也	(株)エクス
〃	浦 潤	(株)金岡建設
〃	下仲 真幸	(有)下仲組
〃	河尻 和憲	(株)金山チップセンター
〃	杉浦 晃	杉浦電気工事(株)
〃	説田 三郎	(株)セツダ
〃	中川 正之	(株)ハウテック
〃	森 紀幸	(有)森水道工業所
〃	島 秀太郎	日産工業(株)
〃	船坂 時彦	うお時商店(有)
〃	大林 修	(株)飛驒小坂ふなしめじ
〃	大宮 昌夫	(有)大宮自動車整備工場
〃	小坂 守	(株)小坂建設
〃	柳 七郎	(株)柳組
〃	渡邊 久憲	(有)渡辺酒造店
〃	鈴木 進悟	(有)鈴木工務店
専務理事	佐藤 昇	(公社)飛驒法人会
監事	松井 正勝	MMPC税理士法人
〃	山下 英一	山下英一税理士事務所

第5回（一社）岐阜県法人会連合会定時総会開催

●と き 平成29年6月7日 ●ところ 岐阜グランドホテル

- 名古屋国税局課税第二部長山下俊彦氏はじめ、来賓多数を迎えて盛大に開催。
- 平成28年度事業報告、平成29年度収支予算など満場一致で承認可決。
- 任期満了に伴う役員改選ついて原案通り承認。飛驒法人会から下記の方が役員に就任。

副会長 岡田 賛三（飛驒産業株）
理 事 洲岬 孝雄（株洲さき）
理 事 滝 康洋（株水明館）
理 事 田中 由泰（株田中酒店）

- 功労者表彰として、全法連会長・県連会長から表彰状の贈呈（敬称略）。



全法連会長表彰（飛驒法人会の受賞者）

理 事 蓑谷 雅彦（株みの谷）

県連会長表彰（飛驒法人会の受賞者）

常任理事 桂川 廣明 桂川 電 工（株）
常任理事 長瀬 雅彦（株長瀬土建）

県連会長感謝状（飛驒法人会の受賞者）

副 会 長 伊 東 祐 益田信用組合
常任理事 鍋島 道雄（株鍋島商店）



女性部定時総会開催

●と き 平成29年5月18日 ●ところ 旅館 清龍

- 女性部会の定時総会を、高山税務署土屋署長はじめ多数の来賓を迎え、会員23名が出席して盛大に開催しました。
- 平成28年度事業報告・決算報告・平成29年度事業計画・収支予算が、満場一致で承認されました。
- 任期満了に伴う役員改選について原案通り承認され、平成29・30年度の役員は次の方々です。



女性部会役員名簿（平成29年度・平成30年度）

役職	氏名	法人名
部会長	向井田代子	(株)紀文
副部会長	中谷敬子	サンリツ(株)
〃	松井多美子	MMPC税理士法人
〃	鍋島正子	(株)なべしま
理事	山下和子	山一商事(株)
〃	今井美佐子	今井設備工業(株)
〃	長坂正恵	(株)下呂観光ホテル
〃	富川由希子	(有)陣屋商会

役職	氏名	法人名
理事	田口美津子	幡建設(株)
〃	村井智子	(株)清龍スパホテルアルビナ飛驒高山
〃	内田博子	(有)セイル
〃	佛坂尚子	(有)佛坂保険事務所
〃	森本富美子	馬瀬建設(株)
監事	杉山陽子	高山電材(株)
〃	杉原寿子	(資)高山倉庫

各支部青年部正副会長決まる

- 各支部の青年部正副会長が改選され、平成29・30年度の正副部会長として、次の方々就任されました。

今年度は県下青年部会連絡協議会、さらに平成30年度には全国青年の集い・岐阜大会と大きな行事が続きますが、よろしくお願ひします。

各支部青年部会正副部会長名簿（平成29年度・平成30年度）

支部	役職	氏名	法人名
高山	部会長	田中由泰	(有)陣屋商会
	副部会長	島光隆思	(有)島光自動車
	副部会長	和仁浩太郎	和仁建設(株)
金山	部会長	山口英徳	山口石油(株)
	副部会長	河尻浩安	(株)伊田屋
下呂	部会長	千田友倫	(有)せんだ生花店
	副部会長	今井直也	(株)ジョイホームセンター
	副部会長	熊崎久士	(有)斐太企画工房
萩原	部会長	井戸忍	(株)岐阜機工
	副部会長	小池憲治	萩原日石(株)
	副部会長	青木秀幸	(有)青木建工

支部	役職	氏名	法人名
小坂	部会長	今井健	(有)ヒット商会
	副部会長	後藤忍	小坂運材(株)
	副部会長	細江和彦	細江土建(株)
高山南	部会長	南賢太朗	(株)南組
	副部会長	池畑尚哉	(有)池畑工務店
古川	部会長	倉坪茂親	古川製材(株)
	副部会長	村坂壽紀	(有)村坂印刷
神岡	部会長	下田章	(有)カワデン
	副部会長	白木宏和	神工電気(株)
	副部会長	小池憲治	萩原日石(株)



街を歩く仮装した参加者

意しており、和食から洋食まで、こだわりの逸品料理から名曲カラオケまで、お店やメニューも幅広いので、皆さんに楽しい一夜を過ごしていただけたと思います。また、その夜に限りお店の間を無料で移動できるタクシーもあるので、行った事のないお店や、遠くのお店も気軽に足を運べます。お得に楽しめるイベントとして、普段なかなか飲みに出かける機会の少ない方からも好評で、なんと女性の参加者が6割以上となっています。

そして、秋と言えば、ハロウィン！ハロウィンと言えば、仮装！という事で、仮装姿で参加される方も大歓迎しています。職場の仲間や友達とお揃いの衣装や、好きなキャラクター、女装姿などのおもしろい仮装で参加し、会場が大変盛り上がります。

3軒まわった後は、賞品獲得のチャンス！最後のお店にチケットの半券を預けてください。後日、抽選を行い、参加飲食店で使える飲食券が当たります。その他にも、皆勤や全店制覇者を対象



楽しい仲間とのひととき

にした賞もご用意しています。

今年の秋、金曜の夜は皆さんも家族、友人、会社の方とおし祭りで萩原の街を飲み歩きませんか？

《おし祭りの概要》

- 開催期間：9月8日(金)～10月27日(金)
毎週金曜日 計8回
午後6時～午後10時
- チケット：当日券 3,500円 3軒分
(参加店・チケット売場にて販売)
前売券 3,300円 3軒分
(商工会・チケット売場にて販売)
- 参加店数：萩原町内参加飲食店 18軒
(昨年度実績)



お寿司も楽しめます



試飲コーナー(天領酒造株)

事業所訪問

有限会社 清水自動車整備工場

概 要

代表者：清水 和昌

所在地：本社 飛驒市古川町栄2-1-6

創業：昭和6年4月

(清水自動車兄弟商会)

設立：昭和61年5月6日

従業員数：9名

事業内容：車の整備・販売業

対 談

ききて 飛驒市古川町では一番古くから自動車整備・販売業を営んでいます清水自動車整備工場の中村健吾様にお話を伺いました。

まず最初に会社の経歴をお聞かせください。

中 村 昭和6年4月に飛驒市古川町栄1丁目にて先代が先代の弟と2人で、自動車や荷車の販売・修理業を初めまして、本年で創業86年となります。

その後、昭和38年に高山市の岐阜トヨタに勤めていた、私の祖父である現在の代表取締役の清水和昌が、岐阜トヨタを退職し先代



と一緒に働くこととなります。

当時は、トヨタのパブリカ・ハイラックス・クラウン、日産のサニーなど自家用車を主に扱っていました。

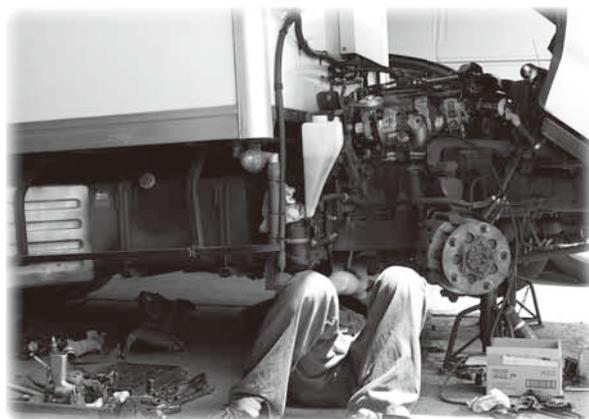
まもなくして高度成長の波にのり、扱う自動車の台数も大幅に増え工場が手狭になりましたので、昭和41年に現在の古川町栄2丁目へ移転しました。

私は、平成22年に高山短期大学を卒業し、祖父と同じ岐阜トヨタ各務原店へ就職後、平成23年に祖父の会社へ入社しました。

ききて 老舗の自動車整備・販売店ですが、長く続ける秘訣はございますか？

中 村 特に秘訣はございませんが、『迅速・丁寧』をモットーに、お客様の目線にたちこつこつとやり続ける。これに限ります。

また、長年にわたり勤める従業員ばかりで、50年以上勤める事務員や40年以上勤め





る整備士もいます。熟練された技術で、お客様のニーズに沿った対応や整備をすることにより、安心や信頼に繋がっていると思います。それが弊社の強みです。

ききて 結びに今後の展望をお聞かせください。

中村 この先、飛驒市は人口減少と高齢化社会により自動車の保有台数は確実に減っていきます。そして、ハイブリッド自動車・電気自動車や燃料電池車といった高性能化により小さな故障が少ない自動車が出来ており、カーディーラーでないと整備が出来なくなる時代がすぐそこまで来ています。

そもそも自動車関係の会社だけでも、飛驒市には20社以上ある中で、このままの事業を行うのは

厳しいです。

どちらにしても、このまま手をこまねいては何も変わりません。この激動の時代を大きなチャンスと捉え、元気よく羽ばたきます！！

ききて 仕事のみならず、まちづくりにも興味を持ち、4年前に(一社)飛驒古川青年会議所にも在籍して、ご活躍なさっています。

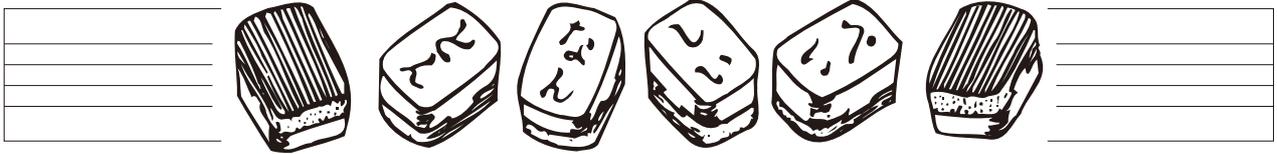
先日行われたJCサッカー大会は、本年で42回目をむかえました。それを始めたのは、祖父であり社長、元飛驒古川青年会議所の理事長の清水和昌さんなのです。経営者として、まちづくり団体の先輩として、偉大なる祖父の背中をみて勉強できるのは、大変羨ましい環境だと思えます。

本日は、誠にありがとうございました。今後のさらなるご活躍をお祈りします。

(ききて 谷邊 浩也)



工場外観



下呂支部 スタンプラリーで豪華賞品をGET!!

下呂市では「下呂ぶらりスタンプラリー70 夏のげろ友」を開催中です。下呂市内70箇所に設置されているスタンプを冊子タイプの専用台紙に押し集めると、「下呂温泉ペア宿泊券」や「飛驒牛」・「下呂市ブランド米セット」・「限定オリジナル手ぬぐい」が抽選で当たるといったイベントです。また、10個以上集めるとオリジナルグッズももらえます。

下呂市にある観光資源を最大限に活かしながら、市民や観光に訪れた方に地域の歴史や文化に触れていただいたり、新たな魅力を発見をしていただけるような企画内容となっております。スタンプの絵柄は設置されている70箇所の特徴を表現したオリジナルデザインとなっているので楽しく集めることができます。

期間は平成29年7月14日(金)～9月25日(月)までとなり、夏の思い出作りやお子さんの夏休みの自由研究に利用できるかもしれませんよ！

この夏、ご家族やお友達同士で下呂市内をぶらりと歩き回ってみてください(^^♪

★お問合せ先／下呂市役所観光課 Tel 0576-24-2222

(千田 記)



金山支部 飛驒街道「かなやま軽トラ朝市」始まる

7月23日(日)、金山町商工会主催の第1回飛驒街道「かなやま軽トラ朝市」が金山町の中心商店街で開催されました。

午前8時～11時まで商店街を通行止めにして、12台の軽トラが参加し軽トラ荷台にとれたたの地元野菜、花き、農産加工品、手作りパン、ケーキなどを満載して道路の真ん中に縦列駐車し、朝市が始まります。また、地元アマチュアプラスバンドによるミニコンサート、商店主による暮らしに役立つ消費者向けの「マル得講座」やかき氷無料サービスなどの催しもあり、買い物客で大いににぎわいました。

この軽トラ朝市は、10月まで毎月1回開催されます。

(矢島 記)



小坂支部 参加者募集！高地トレでジョギング

今年も御嶽山の麓、濁河温泉近くの高地トレーニングエリアで『飛驒小坂おんたけパノラマウォーキング&ジョギング大会』が開催されます。2020年開催の東京オリンピックを前に、広く国民の皆さんに高地トレーニングエリアの魅力を知ってもらおうと企画された恒例のイベントも今年で3回目。イベントの開かれる10月8日(日)頃は、爽やかな秋の行楽シーズン。たくさんの市民ランナーや家族連れの参加者で賑わいます。

今年もゲストには、マラソンの解説でお馴染みの増田明美さん、マラソンランナーの鈴木莉紗さんを予定しています。楽しいトークショーとともに参加者には、ゲストと一緒にウォーキングやジョギングを楽しんでいただけます。

会場は装いも新たになった『御嶽濁河高地トレーニングセンター』とコースは御嶽パノラマグラウンド・榎谷林道の約6.2kmを予定しています。標高1700mで行われる注目のイベントです。東京オリンピックを前に世界から注目を浴びているこのエリアを是非体感してみてください。参加費はお一人様、1000円。

お問い合わせ先は、Tel0576-62-3111。下呂市小坂振興事務所まで。

(小林 記)



高山支部 「奥飛驒温泉郷」夏まつりイベント開催!!

本年度4月より、上宝支部は高山支部へ編入合併をいたしました。

今後とも、旧上宝支部を含めた高山支部を宜しくお願い致します。

さて今回は、7月から8月にかけて“奥飛驒温泉郷”各地域で夏まつりイベントが開催されますので御案内いたします。

★福地温泉夏まつり

開催期間：平成29年7月25日(火)～8月25日(金)

開催時間：20:30～

開催場所：福地温泉「昔ばなしの里・お祭り広場」

イベント内容：郷土芸能獅子舞

「へんべとり」「ぼたん獅子」「鶏芸」の
実演披露、夜店や絵馬市の開催



福地温泉夏まつり(へんべとり)

★新平湯温泉いで湯まつり

開催期間：平成29年8月5日(土)～8月21日(月)

開催時間：20:30～

開催場所：新平湯温泉「神明神社境内」

イベント内容：郷土芸能「鶏芸(岐阜県重要無形民俗文化財)」

「獅子舞」「たから太鼓」の実演披露、
夜店や絵馬市の開催



新平湯温泉いで湯まつり(鶏芸)

いずれの各イベントは、奥飛驒温泉郷の郷土芸能ばかりでありますので一度は是非拝見していただきますよう御来場を心よりお待ちしております。

(内方 記)

青年部会だより

第40回 岐阜県下法人会青年部会連絡協議会が開催されます!!

主管法人会 (公社)飛驒法人会青年部会

日 時 平成29年10月13日(金) 午後1時30分～

場 所 水明館(下呂市)

協議会内容 1.「税金の使途(社会保障制度)と租税教育活動」をテーマに県下の青年部会員が討論します。

2. 本年開催される全国青年の集い・高知大会において、来年度に開催される岐阜大会への参加招致のプレゼンの予行演習を行います

参 加 者 各单位会から部会会員が参集し、来賓を含め100名以上の方々が参加します。

今年度は、当飛驒法人会青年部会が主管を務めて開催されますので、皆様のご協力をよろしくお願いします。

全国青年の集い・岐阜大会に向けて

平成30年11月8日(木)・9日(金)開催の全国青年の集い・岐阜大会に向けて飛驒法人会の青年部会は、「物産展委員会」を担当して、現在、同委員会において運営等を鋭意検討しています。

なお、同大会において各局ブロックから推せんされた11の青年部会が「租税教育活動(租税教室)」のプレゼンテーション行い、最優秀賞等めざしてその内容を競います。名古屋国税局管内からは当法人会の青年部会が発表します。

そのため、昨年度は工夫を凝らした「租税教室」を開催しようと、勉強会に向けて内容の構築をしています。岐阜大会では最優秀賞獲得を目指してがんばります。

また、同大会に向けて次の推進活動を展開しています。

会員の皆様には、一件でも目標達成に近づけるようご協力をお願いします。

(推進項目及び内容と運動期間)

- ①会員増強(目標200%) (H29.7.1～H30.6.30)
青年部会会員の倍増(1,516件、内飛驒388件)
- ②保険加入の拡大・紹介(H29.4.1～H30.3.31)
保険獲得(目標700%)、(147件、内飛驒13件)
- ③アンケート調査システム登録拡大(H29.7.1～H30.11、岐阜大会まで)
アンケート調査システムへの登録(目標100件、内飛驒14件)

女性部会だより

益田やまゆり園訪問

「今年度の女性部会地域社会貢献活動は、是非！益田地域で！」との思いから、6月12日（月）下呂市萩原町の障害者支援施設「益田山ゆり園」にお邪魔して、窓ふき作業をいたしました。

作業後は 職員の方の案内のもと 緑に囲まれた園内を見学させていただきました。

園では 利用者の方々が作成された『ブルーベリージャム』『さをり織りで作られた タペストリーやコースター』などの展示販売や、楽しいお買い物特典もあり、利用者の方々が手を振って見送ってくださるなか、温かい気持ちで園を後にしました。



企業訪問「ミチナル株式会社」

今年度の企業訪問は、2016年4月に始動したばかりのミチナル株式会社さんにお邪魔いたしました。ミチナル(株)さんは、規格外のほうれん草を有効活用し、ほうれん草加工品として、商品化し市場に送り出すという、今までにない画期的な新しい事業を行われています。

社長である山下喜一郎さんのお話の中にあつた、味やレベルは正規品とは遜色ないけれど、厳しい出荷基準のため捨てられていたほうれん草を「端材」は「端財」と考え、捨てない農業を目指すという考えには、深く感動しました。

お話の後、工場を見学させていただきましたが、徹底された衛生管理、ほうれん草を洗浄したり、選別するのに使用されてた機械の性能の高さには、目を見張るものばかりでした。

今回は、すべてが、新しいものづくしの大変勉強になった企業訪問でした。





法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。



DAIDO 大同生命保険株式会社

岐阜支社/岐阜県岐阜市吉野町6-16
TEL 058-262-5141



AIU 損害保険株式会社

岐阜営業支店/岐阜県岐阜市泉町41 (富士火災岐阜ビル3F)
TEL 058-262-4771



このコーナーは、読者の皆さんのコーナーです。
税金への色々な主張・ご意見・アイディア・気の利いた
写真等を広く会員のみな様より投稿していただきたく、多くの
投稿をお待ちしています。

投稿は(公社)飛驒法人会まで、FAX・Eメールにてお願い
します。

F A X 0577-33-1093

E-mail hidahojn@siren.ocn.ne.jp

国の収支について

高山市 50代 男性

「世界がもし100人の村だったら」という本がありますが、これになぞらえて国の収支も家庭の収入や使い道に例えることが良くあります。

億や、兆という単位をつかわれると、我々庶民にはぴんと来ず、国の収入が59.5兆円(2015年)もあるのか……なんて、漠然と思うのみです。

ですが、単位を一家庭として考えると、年収がお父さんとお母さんのパート収入まで合わせて59.5万しかないのに、支出が96.3万円もあるということに驚きです。

国の懐具合がこんなに悪いなんて……

特に毎年借金を返すために23.5万円も支払っているのに、新たに369万円借金をしている。1年で13.4万円も借金が増えているのだ。借金の総残高はすでに1億円以上。

この際法律に合わせて支出するのではなく、収入に合わせて、支出額を決めるよう法律を変えていくことも必要ではないかと思ってしまう。

子供や孫の為にも、なんとか収入の範囲内で、身の丈(国力)に合った使い道を考えてもらいたいです。

自動車と税金

飛驒市 40代 男性

自動車の税金というと外国と比較して日本では負担が大きいこと話題に上がるが、実際はどうなのか。日本では自動車に係る税金は、自動車税、燃料税、消費税、そして外国にはない自動車重量税・自動車取得税がある。

税額も国によって違いがあって、イギリスやドイツでは自動車税は日本の約1/2であるが、消費税は約20%、燃料税は約2倍であることから、燃料を多く使用するほど総額では日本より多くなるらしい。

日本より自動車の税金が高い国があることは意外であるが、アメリカは自動車税・燃料税の合計でも日本の税負担の1/10程度と低く、正直なところうらやましいと感じる。

さて、排気量に応じて決められている自動車税は、30年くらい前までは3ナンバー車だと同じ排気量の5ナンバー車より5割前後高額に設定されていたことがあった。

贅沢品だから、というのがその理由で当時3ナンバー車を見かけることの少なかったことが懐かしく思い出される。

これからは、従来の燃料が要らない水素自動車や電気自動車などが増えていく中、自動車の税金もまた変わっていくのであろう。

事務局だより

講演会開催のお知らせ(速報版)

- **と き** 平成29年11月7日(火)
午後7時～8時30分(開場6時30分)
- **と ころ** 高山市役所 地下市民ホール
- **講 師** 上村 洋行 氏(司馬遼太郎記念館 館長)



東大阪市生まれで、同志社大学法学部を卒業後、昭和42年に産経新聞社に入社、京都支局を振り出しにメディア報道部長、京都総局長、大阪本社編集局局長次長などを歴任後退社、現在、(公財)司馬遼太郎記念財団理事長。司馬遼太郎氏の義弟。

今回は「司馬遼太郎の関心」という演題で講演をしていただきます。**入場無料**です。どなたでもお聴きになれますので、お誘い合わせてお出掛け下さい。

編集後記

■ 残暑お見舞い申し上げます。

今回、広報委員長を務めていただいた鍋島道雄さんが退任されました。長年広報委員会を盛り上げて頂きありがとうございました。今回から私が編集後記を担当しますのでよろしくお願い致します。

■ 高山税務署は、7月10日付で人事異動がありました。新署長の青木 愛さんは2人目の女性署長です。色々な経験をされていますので税務業務ばかりでなく飛驒地区の発展の為に是非女性から見た、また外から見たご意見ご指導をいただきたいと思えます。

■ 今年から上宝支部が、高山支部に編入されました。人口減少社会の到来が今後色々ところで現れていくと思います。飛驒地区が元気で今後もあり続けるために、その対応を今から考え実行していくことが大切です。(H.S)

企業の税務コンプライアンス向上のために

国税庁後援

自主点検チェックシートをご活用ください!

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

お問い合わせ先 **飛驒法人会** 電話 0577-34-2201 E-mail hidahojin@siren.ocn.ne.jp

平成29年8月 公益社団法人 飛驒法人会 広報委員会

住 宏 夫 長瀬 栄二郎 高橋 厚生 下畑 了三 内方 光一 矢島 俊彦
千田 純弘 桂川 典輝 細江 和彦 南 賢太郎 谷邊 浩也 追分 英輔
鍋島 正子 富川 由希子 佛坂 尚子